

農林水産祭参加手続に関する留意事項について

平成元年6月1日付け元日農振第132号
日本農林漁業振興会会長通知
一部改正：平成25年9月6日付け25日農振第340号
公益財団法人 日本農林漁業振興会理事長通知
一部改正：平成29年7月31日付け29日農振第166号
一部改正：令和元年6月26日付け元日農振第78号

1. 農林水産祭参加申込書、農林水産大臣賞状交付申請書及び長官賞状又は局長賞状の交付申請書（以下「農林水産祭参加申込書等」という。）は、農林水産祭参加を希望する行事の募集告知日の2ヵ月前までに必ず公益財団法人日本農林漁業振興会（以下「振興会」という。）に提出する。
なお、やむを得ず期限までに農林水産祭参加申込書等の提出ができない場合は、直ちに振興会に協議すること。
2. 農林水産祭参加申込書等は、正本1部及び電子データ（電子メールの添付ファイルまたはCD等）を提出すること。
なお、参加申込書の提出に当たっての具体的な方法については、振興会が別に定め、ホームページ上に掲載する。
3. 農林水産祭参加申込書等には、それぞれ都道府県知事の副申を添付すること。
（ただし、全国をその事業範囲とする農林水産団体等及び都道府県の主催する行事については、副申の添付を要しない。）
4. 地方農政局長賞状の交付を申請する場合は、農林水産祭参加申込書の写しとともに、長官賞状又は局長賞状の交付申請の様式による交付申請書を、所管の地方農政局長に直接提出すること。なお、地方農政局長賞の擬賞点数は、必ず農林水産祭参加申込書の擬賞点数記載欄に記入すること。
5. 新たに農林水産祭に参加を希望する表彰行事については、募集告知日の6ヶ月前までに、これまで参加してきた表彰行事であって、その出品財の内容が、従来のものに比して新規の試みのものである場合は、募集告知日の4ヶ月前までに、その内容について振興会に協議すること。
なお、協議のための事前協議書等の様式、必要書類、提出方法等については、振興会のホームページに掲載する。
6. 農林水産祭の参加申込後において、農林水産祭参加申込書等（添付書類を含む。）の記載内容に変更のあった場合は、その変更の内容を記載した主催者名の文書を、農林水産祭参加申込書等の提出手続に準じて提出すること。
7. 農林水産祭参加申込書等に記載する表彰行事の名称は同一にし、主催者の氏名又は名称及び住所を必ず記載すること。

附 則（平成元年6月1日付け元日農振第132号）

この留意事項の改正後の規定は、平成元年8月1日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（平成25年9月6日付け25日農振第340号）

この留意事項の改正後の規定は、平成26年8月1日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（平成 29 年 7 月 31 日付け 29 日農振第 166 号）

この留意事項の改正後の規定は、平成 29 年 8 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（令和元年 6 月 26 日付け 元日農振第 78 号）

この留意事項の改正後の規定は、令和元年 7 月 1 日以降の農林水産祭参加表彰行事から適用する。